

2019年全国家計構造調査 公表日程・集計事項等について

令和3年6月25日

総務省統計局

(1) 公表日程

- 今後、以下の日程で公表を予定（赤字箇所は「案」）

公表体系	公表予定
家計収支に関する結果(2014年遡及集計を含む)	2021年2月26日(公表済)
個人的な収支に関する結果	2021年5月14日(公表済)
所得に関する結果、家計資産・負債に関する結果(2014年遡及集計を含む)	2021年5月18日(公表済)
年間収入・資産分布等に関する結果(ジニ係数、貧困率等)(2014年遡及集計を含む)	2021年8月
年間収入・資産分布等に関する結果(上記以外)(2014年遡及集計を含む)	2021年10月
2009年遡及集計(所得に関する結果、家計資産・負債に関する結果、年間収入・資産分布等に関する結果(ジニ係数、貧困率等))	2022年2月
2009年遡及集計(家計収支に関する結果、年間収入・資産分布等に関する結果(上記以外))	2022年3月
2004年遡及集計	2022年の夏頃
【分析表】 準調査世帯に関する結果	2021年12月
【分析表】 誤差に関する集計結果	2022年2月
【参考】 「年平均推定値」を用いた結果	2021年度の後半
【特別集計】 日本標準職業分類による集計結果	2022年1月
【特別集計】 所得・消費・資産の統合分布	2022年度の前半

(2) 統計表の追加募集・調査票情報の二次利用

1. 社会経済の変化等に伴い新たに生じると考えられる統計ニーズに可能な限り対応することを目的として、追加で作成する統計表を募集する
 - 2021年6月末： 募集の開始
 - 2021年9月末： 募集の締め切り
 - 2022年3月： 集計結果の公表

※ 2022年3月に公表できるのは10表程度までの見込み
2. 統計法第32条及び33条に基づく調査票情報の二次利用（人口15万未満の市町村別結果を含む）は、申請のあったものから順次提供中
3. 匿名データの提供開始は2023年度の見込み(作成方法について2021年度から検討を開始)

※ 1989～2004年調査の匿名データを提供中。2009～2014年調査は2021年度中に提供開始予定
4. オーダーメイド集計の受付開始は2022年度の見込み

※ 1994～2014年調査のオーダーメイド集計を受付中

(3) 集計事項

1. 「集計事項一覧」、「結果表一覧」は別添のとおり
 - ・「集計事項一覧」は調査計画に基づき基幹統計の結果として公表するもの
 - ・「結果表一覧」には基幹統計の結果として公表するもののほか、「分析表」、「参考」、「特別集計」の結果表も掲載。
 - ・「分析表」、「参考」、「特別集計」の結果表一覧は「案」段階のもの
2. 都道府県別貧困率（「結果表一覧」の第7－18表、第7－40表）については、結果精度を踏まえ、公表の可否を検討
(第14回消費統計研究会（令和2年10月21日）資料5『都道府県別貧困率について、2019年調査は標本規模拡大により実際に達成された精度を今後確認の上、公表の可否を検討』)

(4) 「結果の概要」で扱う分布指標

1. OECDの定義変更 (第14回消費統計研究会 資料5 の再掲)

- 等価可処分所得の算式について、2012年のOECD基準改定を反映する
【旧基準】

$$\begin{aligned}\text{等価可処分所得} &= \text{雇用者所得} \\ &+ \text{財産所得 (個人年金を含み、企業年金を含む)} \\ &+ \text{事業所得 (農林漁業その他の事業収入※)} \\ &+ \text{移転所得 (社会保障給付)} \\ &- \text{移転支出 (税・社会保険料※)}\end{aligned}$$

※OECDの旧基準では、「世帯により直接支払われる税」を控除するとのみ定義し、資産保有税の扱いは不明確であった。全国消費実態調査では、1999年調査から開始した等価可処分所得の算出に当たり、従前の旧経済企画庁による推計の考え方を踏襲し、収入に帰属家賃等を含まないことと整合的にするため固定資産税等は控除対象外と整理していた

※全国消費実態調査1999～2014年調査の結果表では「自家消費」を含めて算出している

- 【新基準】 (2014年調査以前は調査項目が対応していない→遡及集計不可)

$$\begin{aligned}\text{等価可処分所得} &= \text{雇用者所得} \\ &+ \text{財産所得 (個人年金を含み、企業年金を除く)} \\ &+ \text{事業所得 (農林漁業その他の事業収入 + 自家消費)} \\ &+ \text{移転所得 (社会保障給付 + 企業年金受取金 + 仕送り金収入)} \\ &- \text{移転支出 (税・社会保険料※ + 企業年金掛金 + 仕送り金支出)}\end{aligned}$$

※OECDの新基準においては、控除対象の税について「所得及び資産に対し課される直接税」と明確化されたことから、固定資産税等を控除対象に含めることとする (OECD事務局と協議済)

(4) 「結果の概要」で扱う分布指標

2. 調査の改正等による分布指標(貧困率など)への影響

- ① 2014年調査では、集計対象(家計簿提出の有無)や乗率付与方法の違いにより、年間収入階級別世帯数分布にやや差が生じている
(一方で、年間収入の平均値はほぼ同水準)

結果表番号	集計対象	乗率付与方法	集計世帯数	世帯収入200万円未満の世帯割合	平均値	世帯収入1500万円以上の世帯割合
2014年本集計 フロー編第166表 (二人以上の世帯)	世帯票、年収・貯蓄等 調査票、家計簿を提出 (年収不詳は集計除外)	比推定	46,950	4.9%	639万円	3.4%
※特別集計 (二人以上の世帯)	世帯票、年収・貯蓄等 調査票を提出 (年収不詳は集計除外)		—	5.1%	638万円	3.4%
2019年調査の集計 方法による遡及集計 第3-20表 (二人以上の世帯)	世帯票、年収・貯蓄等 調査票を提出 (年収不詳は集計除外)	IPF法	47,740	5.6%	637万円	3.4%

- ② 2019年調査でも、「所得資産集計体系(=簡易調査を含む)」は「家計総合集計体系(=簡易調査を含まない)」に比べ年間収入の上端と下端に世帯がやや多く分布(「(年間収入階級別世帯分布で)最頻値付近でやや基本調査の世帯が簡易調査より多く、それ以外でやや簡易調査が多い傾向が見られるが、基本調査と簡易調査でおおむね似た世帯数分布となっている」:第14回消費統計研究会 席上配布資料。2019年調査の世帯数分布は「参考3」を参照)

(4) 「結果の概要」で扱う分布指標

2. 調査の改正等による分布指標(貧困率など)への影響 (つづき)

- ③ ①や②から、分布指標の時系列比較では、平均値などの時系列比較よりも厳密に条件(集計対象等)を合わせる必要がある。また、政策利用等で混乱が生じないように配慮が必要(時系列比較では従来の公表値との接続に配慮)
- ④ 一方で、今後(2019年調査を含め)の主系列は、標本規模が大きく、カバレッジがやや大きい所得資産集計体系(基本+モニター+特別+簡易)によるものとする

※簡易調査だけで集計した方がより正確であるという議論も考えられる。確かに、簡易調査は家計簿の記入負担がない分、より幅広い層の回答が得られている可能性がある(回収率、当初抽出世帯の割合とも簡易調査の方が基本調査よりもやや高い)。その一方で、基本調査のデータチェックで行っている年間収入と家計簿(月額収入や消費状況)との整合性審査を簡易調査では行うことができないため、簡易調査では収入の上端と下端のデータチェックが甘い可能性がある(例:年間収入欄に月額の給与を記入した疑いがあっても訂正する根拠がない)

→必ずしも簡易調査の方が「年間収入」の世帯分布が「正確」であると言えるわけではない

(4) 「結果の概要」で扱う分布指標

3. 1.及び2.を踏まえ、分布指標については、以下の2指標を「結果の概要」で扱う

「結果の概要」 に掲載	2014年		2019年	
	統計表の名称 (集計対象)	OECD基準	統計表の名称 (集計対象)	OECD基準
時系列比較用	2014年本集計 (全消のみ) <2016年10月31日公表>	旧基準	参考：2014年調査の 集計方法 ^(注) による集計 (基本のみ)	旧基準
主系列			2019年本集計 (基本+モニター+特別+ 簡易)	新基準
(統計表の表章のみと し、「結果の概要」に は掲載しない)				旧基準

分布指標の集計（時系列比較用）においては、2014年・2019年のいずれの系列についても基本調査等で11月の家計簿の提出がある世帯を用いて集計する（している）

(注)2014年本集計の乗率付与方法（比推定比）による集計